

## 第8回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月22日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案3号	旧農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第3	議案4号	農地法第52条の規定による農地賃貸借情報の提供について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹
7. 閉会時間 午後1時45分

## 8. 会議の概要

<p>穀内会長</p>	<p>ただ今の出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、第8回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、2番・金曾 浩文 委員、3番・辻本 一夫 委員 日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>1月30日開催の第7回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。</p> <p>1の会議関係では、2月2日に市町村農業者年金協議会代議員等研修会が芽室町で開催され、穀内会長以下委員14名と事務局3名、合計17名が出席いたしました。</p> <p>7日から8日にかけて帯広市のグランテラス帯広を会場に令和5年度 南十勝農業委員等研修会が開催され、穀内会長以下委員13名と事務局2名、合計15名が出席いたしました。研修内容は、講師に十勝総合振興局農務課と北海道農業公社の担当者より地域計画についての詳細について説明がありました。</p> <p>8日、農業委員会 会長、会長職務代理者、事務局長研修会が帯広市のとからプラザで開催され、穀内会長以下3名が出席しております。</p> <p>研修会では、浦幌町出身の株式会社グロシーの代表を講師に「自分の意志で食を選ぶ社会、いかしあう生産者と消費者の時代」とした演題で、消費者はこだわりのある食品に共感し、購入する傾向にあり、生産者からの情報発信を消費者は期待しているなどの研修内容でありました。</p> <p>19日、牧田 委員長以下委員6名と会長、会長代理が出席し、農地委員会を開催し、令和5年の地区別の農地の賃貸借料につきまして、ご審議いただいております。</p> <p>本案件につきましては、この後の議案第4号にて、皆様にご審議いただくこととなっております。</p> <p>同じく、19日、第5回十勝農委連の役員会が帯広市で開催され、会長が出席しております。</p> <p>次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてでございます。</p> <p>今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また2法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も引き続き対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>穀内会長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>

	<p>日程第2、議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から5番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より、提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明申し上げます。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は5件でございます。内訳は、賃貸借の更新が5件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号1番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■■の1の1であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■, ■■■ m<sup>2</sup>のうち■■, ■■■ m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■■, ■■■ m<sup>2</sup>であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■円、10a当り■, ■■■円、期間は令和■年■月■日から令和■■年■月■日の5年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>なお、申請番号1番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に申請番号2番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■■ 他12筆であります。登記簿、現況地目は畑、雑種地、その他、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は■■■, ■■■ m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ 農事組合法人 ■■■■■■■■牧場、経営面積は■■■, ■■</p>

■㎡であり、当地における賃借料は、年額■, ■■■, ■■■円 10a当り■, ■■■円、期間は令和■年■月■日から令和■■年■月■■日の10年であります。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■ ■■■の1 他6筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■㎡のうち■■■, ■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、借主は、■■■ 株式会社 ■■■■、経営面積は■■■, ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■円 10a当り■, ■■■円です。期間は令和■年■月■日から令和■月■■日の3年であります。

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■ ■■■の1 他6筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■㎡のうち■■■, ■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、借主は、■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■, ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■円 10a当り■, ■■■円です。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■■日の1年であります。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■■■■■-1 他1筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■, ■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■株式会社、借主は、■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■, ■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■, ■■■円 10a当り■, ■■■円です。期間は令和■年■月■日から令和■年■月■■日の1年であります。

申請番号1番から5番につきましては、別紙に、旧農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。

以上で説明を終わります。

穀内会長

内容の説明が終わりました。

申請番号2番から5番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号2番から5番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第4号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第4号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農地の賃借料の情報提供につきましては、農地法第52条において、農業委員会が果たす役割として、賃料等の農地に関する情報の収集、整理、分析を行い、提供を行うと規定されております。</p> <p>今回、令和5年1月から12月分までの、町内における農地の賃料等の情報を整理するなど取りまとめを行っております。</p> <p>2月19日に、農地委員会を開催し、賃料等の状況や公表方法などをご審議いただき、本総会に諮ることをご承認いただいたところであります。</p> <p>本総会において、承認いただいた後、農業委員会のホームページで情報を公開する予定であります。</p> <p>つきましては、その内容等について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉主幹	<p>農地の賃借料情報の提供につきましては、農地法第52条の規定に基づき、2月19日に農地委員会を開催し、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間における許可及び公告のあった賃借料について会議を実施いたしました。例年にならい、北部、中央部、沿岸部の3ブロックに分け、平均値は、筆数で平均値を出し、比重案分は行っておりません。また、農地保有合理化事業による賃貸借は、除いております。あと、単位は全て10a当りとなっておりますので、単位は省略させていただきます。ではまず別紙を参照願います。北部は、平均値は4,800円、最高値で5,900円、最低値で3,300円、筆数は22筆、中央部は、平均値5,700円、最高値で6,300円、最低値で3,000円、筆数は151筆、最後に、沿岸部は、平均値で4,300円、最高値で6,000円、最低値で1,900円、筆数は145筆という結果になりました。</p> <p>この賃借料に異議がなければ、大樹町の農地賃借料情報として、町のホームページに掲載いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号、農地法第52条の規定による農地賃借料情報の提供についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します</p>
瀬尾局長	<p>次回の総会につきましては、3月29日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
穀内会長	<p>以上をもって、第8回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年2月22日

会 長

委 員( 2 番)

委 員( 3 番)